

保育園で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思われ、もしこれが下記の病気ですと、他の児童に感染するおそれがあります。

保育園は児童福祉施設であり学校ではありませんが、保健管理については学校保健安全法が適用され、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。病気が治って登園する場合は、裏面の医師の証明書をいただいて保育園へ提出してください。

令和2年2月1日より

〈出席停止期間の基準〉

保育園で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）・新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	発しんが消失するまで
	・水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	・結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*注 上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

*注 溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス等）・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症等は、出席停止扱いにはなりません。ただし、発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があったり、普段の子どもの様子と異なるときは、無理をせず保育園を休ませましょう。登園の判断に迷ったときは、主治医や嘱託医に相談しましょう。

主治医 様

愛隣保育園長 粕川泰彦

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は登園可能になりましたら、ご記入の上保護者へお渡しください。

証 明 書

※児童名・生年月日は事前に保護者が記入のこと

愛隣保育園長 宛

児童名 _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ)

病名「 _____ 」

上記の児童は _____ 月 _____ 日より登園停止となっていましたが、他に感染のおそれがなく
なりましたので、 _____ 月 _____ 日から登園してよいと考えます。

《 備考 》

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師 _____ 印